

1 生活環境関係

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)			変更点・注意点	
事業名	(1) 公共施設整備事業(公園施設)						
担当課	自治振興課		自治振興課			補助率の変更	
事業の概要	集落内の公園施設整備支援		集落内の公園施設整備支援			5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする	
事業主体	自治会		自治会				
対象事業	遊び場、公園造成、遊具、植栽等公園設備		遊び場、公園造成、遊具、植栽等公園設備				
補助率	50%以内		45%以内				
採択要件	・対象事業費10万円以上250万円以下 ・公園整備に限る。		・対象事業費10万円以上250万円以下 ・公園整備に限る。				
事業名	(2) 公共施設整備事業(街灯)						
担当課	自治振興課		自治振興課			街灯新設 補助率、限度額の変更	
事業の概要	集落内における街灯設置等への支援		集落内における街灯設置等への支援			5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま 100%補助(限度額15,000円)。新たに出されたものについては新補助率とする	
事業主体	自治会		自治会				
対象事業	街灯新設	電球取替	街灯新設	電球取替	H20年度から 廃止		
補助率	100%以内	50%以内	50%以内	50%以内			
採択要件	・新設に限る。 ・対象事業費は1灯当たり15,000円を限度とする。	・電球取り替えに限る(点灯管、自動点滅器含む) ・電球取替工賃は1件3,000円を限度とする。	・新設に限る。 ・対象事業費は1灯当たり30,000円を限度とする。	・電球取り替えに限る(点灯管、自動点滅器含む) ・電球取替工賃は1件3,000円を限度とする	電球取替 補助制度廃止 ただし、H19年度は現行どおり継続		

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)		変更点・注意点
事業名	(3) 公共施設整備事業(ごみ集積所)				補助率、採択要件の変更
担当課	住民生活課		住民生活課		
事業の概要	ごみ集積所の整備支援		ごみ集積所の整備支援		
事業主体	自治会		自治会		
対象事業	新築、改造、修繕		新築、改造、修繕		
補助率	50%以内		45%以内		
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 新築に係る対象事業費限度額は、1m²当り7万円とする。 改造、修繕に係る対象事業費限度額については、これを設けず、実費を対象事業費とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 新築に係る対象事業費限度額は、1m²当り7万円とする。 修繕については事業費の下限を5万円に設定する。 		
事業名	(4) 生ごみ処理機購入補助事業				
担当課	住民生活課		住民生活課		
事業の概要	家庭生ごみの処理の為、生ごみ処理機等の購入への支援		家庭生ごみの処理の為、生ごみ処理機等の購入への支援		
事業主体	個人		個人		
対象事業	家庭用生ごみ処理機 (機械式)	生ごみ処理容器 (コンポスト)	家庭用生ごみ処理機 (機械式)	生ごみ処理容器 (コンポスト)	
補助率	25%以内	50%以内	45%以内		
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 一世帯1台とする。 補助額は2万円を限度とする。 		<p>H19年度から廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 一世帯1台とする。 		

新旧対象	旧(改正前)	新(改正後)	変更点・注意点
事業名	(5) 除雪機械購入事業		補助率の変更
担当課	地域整備課	地域整備課	
事業の概要	集落内道路除雪のための機械購入支援	集落内道路除雪のための機械購入支援	5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする
事業主体	自治会	自治会	
対象事業	除雪機械購入事業	除雪機械購入事業	
補助率	50%以内	45%以内	
採択要件	・対象事業費10万円以上100万円以内	・対象事業費10万円以上100万円以内	
事業名	(6) 除雪機械燃料費補助事業		補助金制度ではなく、委託料または現物支給とする
担当課	地域整備課	地域整備課	
事業の概要	町が貸与した除雪機械で集落内町道等の除雪に使用した燃料費について補助する。	町が貸与した除雪機械での集落内町道の除雪は集落への作業委託料に含める。また、歩道除雪に使用する除雪機燃料は現物支給する。	
事業主体	自治会	自治会	
対象事業	除雪機械燃料費購入	除雪機械燃料	
補助率	定額		
採択要件	・町が貸与した除雪機械のみが対象(溝口地区内に貸与している。)	・町が貸与した除雪機械のみが対象。	

2 集会所関係

新旧対象	旧(改正前)	新(改正後)	変更点・注意点
事業名	(7) 公共施設整備事業(集落公共用地)		補助率の変更
担当課	自治振興課	自治振興課	
事業の概要	集落公民館等建設用地の取得支援	集落公民館等建設用地の取得支援	5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする
事業主体	自治会	自治会	
対象事業	集落公共施設用地取得	集落公共施設用地取得	
補助率	25%以内	20%以内	
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象地積200m²以上。 ・補助対象(用地取得額)10万円以上500万円以内。 ・単年度採択件数3件以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象地積200m²以上。 ・補助対象(用地取得額)10万円以上500万円以内。 ・単年度採択件数3件以内とする。 	

新旧対象	旧(改正前)			新(改正後)			変更点・注意点			
事業名	(8) 公共施設整備事業 (公民館等の整備拡充等)									
担当課	自治振興課			自治振興課						
事業の概要	集落公民館等の整備支援			集落公民館等の整備支援						
事業主体	自治会			自治会、町が認定した生産組合(農実行組合)、協業組合、農業生産法人、その他町長が認める団体						
対象事業	公民館整備拡充 公民館に準ずる施設			公民館整備拡充 公民館に準ずる施設 共同作業所(作業所・倉庫等)						
補助率	公民館整備拡充	新築	60%以内	公民館整備拡充	新築	50%以内	共同作業所(作業所・倉庫等)については、農業関係事業の「公共施設整備事業(近代化施設)」と「共同利用施設設置事業」をH19年度から統合した。 5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする			
		増改築	50%以内		増改築	45%以内				
	公民館に準ずる施設	新・増改築	40%以内	公民館に準ずる施設	新・増改築	35%以内				
				共同作業所(作業所・倉庫等)	新・増改築	35%以内				
採択要件	公民館整備拡充									
	新築	・事業費4,000万円以内 ・国・県補助事業等を含。		新築	・事業費4,000万円以内					
	増改築	・対象事業費10万円以上500万円以下 ・国・県補助事業等を含。		増改築	・事業費10万円以上500万円以下					
	公民館に準ずる施設									
	新築	・事業費4,000万円以内 ・国・県補助事業等を含。		新築	・事業費4,000万円以内					
	増改築	・対象事業費10万円以上500万円以下 ・国・県補助事業等を含。		増改築	・事業費10万円以上500万円以下					
	共同作業所(作業所・倉庫等)									
				新築	・対象事業費50万円以上500万円以下					
				増改築						

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)		変更点・注意点
事業名	(9) 公共施設整備事業 (その他付随施設)				補助率の変更
担当課	自治振興課		自治振興課		
事業の概要	集落公共施設に付随する施設の整備支援		集落公共施設に付随する施設の整備支援		5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする
事業主体	自治会		自治会		
対象事業	フェンス等	集落公共施設の下水道接続のための改修 集落公共施設の福祉機能増強のための改修	フェンス等	集落公共施設の下水道接続のための改修 集落公共施設の福祉機能増強のための改修	
補助率	50%以内	60%以内	45%以内	50%以内	

3 土木関係

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)		変更点・注意点
事業名	(10) 町道改良事業				補助率の変更
担当課	地域整備課		地域整備課		
事業の概要	集落内のその他町道の維持管理・改良を支援する。		集落内のその他町道の維持管理・改良を支援する。		5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする
事業主体	自治会		自治会		
対象事業	幅員4.0m以上	幅員2.5m以上4.0m未満	幅員4.0m以上	幅員2.5m以上4.0m未満	
補助率	80%以内	70%以内	70%以内	60%以内	
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業は新設、拡幅、舗装 ・対象事業費10万円以上250万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業は新設、拡幅、舗装 ・対象事業費10万円以上150万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業は新設、拡幅、舗装 ・対象事業費10万円以上250万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業は新設、拡幅、舗装 ・対象事業費10万円以上150万円以内 	

4 農業関係

新旧対象	旧(改正前)				新(改正後)				変更点・注意点			
事業名	(11) 土地改良事業								補助率の変更 5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする			
担当課	産業振興課				産業振興課							
事業の概要	土地改良事業(水路・農道・ため池等)の整備支援				土地改良事業(水路・農道・ため池等)の整備支援							
事業主体	自治会・団体		土地改良区		自治会・団体		土地改良区					
対象事業	農道	かんがい排水	農道	かんがい排水	農道	かんがい排水	農道	かんがい排水				
補助率	60%以内	55%以内	30%以内		50%以内	45%以内	30%以内					
採択要件	・対象事業費10万円以上120万円以下				・対象事業費10万円以上120万円以下							
事業名	(12) 公共施設整備事業(近代化施設)								公共施設整備事業(共同作業所(作業所・倉庫等)新設・増改築)に統合			
担当課	産業振興課											
事業の概要	公共農作業所等の施設整備に対する支援											
事業主体	自治会・団体		自治会									
対象事業	新築		増改築									
補助率	40%以内		40%以内									
採択要件	・対象事業費50万円以上500万円以下 ・国・県補助金等を含む											

新旧対象	旧(改正前)			新(改正後)			変更点・注意点
事業名	(13) 大型共同利用機械導入及び共同利用施設設置事業						については変更なし
担当課	産業振興課			産業振興課			共同利用施設整備については(8) 共同作業所(作業所・倉庫等)の新・増改築に統合
事業の概要	農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援			農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援			
事業主体	町が認定した生産組合(農事実行組合)、協業組合、農業生産法人			町が認定した生産組合(農事実行組合)、協業組合、農業生産法人			
対象事業	大型共同利用機械購入		共同利用施設整備	大型共同利用機械購入			
	団体新規設立による導入	既存団体新機種導入		団体新規設立による導入	既存団体新機種導入	導入済機械更新	
補助率	20%以内	20%以内	10%以内	40%以内	20%以内	20%以内	10%以内
採択要件	・購入機械1台につき100万円以上	・新・増・改築で50万円以上500万円以下 ・補助率は、国県補助事業を含む		・購入機械1台につき100万円以上	・新・増・改築で50万円以上500万円以下 ・補助率は、国県補助事業を含む		

5 林業関係

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)		変更点・注意点
事業名	(14) 林業事業(林道)				について補助率の変更
担当課	産業振興課		産業振興課		
事業の概要	林道(道路幅員2.5m以上)の整備を支援する。		林道(道路幅員2.5m以上)の整備を支援する。		5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする
事業主体	自治会等		自治会等		
対象事業	林道整備(国・県補助なし)	林道整備(国・県補助あり)	林道整備(国・県補助なし)	林道整備(国・県補助あり)	
補助率	50%以内	30%以内	45%以内	30%以内	
採択要件	・対象事業費10万円以上120万円以下	・国県補助金を除いた額の3割以内	・対象事業費10万円以上120万円以下	・国県補助金を除いた額の3割以内	
事業名	(15) 造林事業				補助率の変更
担当課	産業振興課		産業振興課		
事業の概要	自治会及び生産森林組合の所有する山林で県補助対象の人工造林・除間伐事業を町も補助し支援する。		自治会及び生産森林組合の所有する山林で県補助対象の人工造林・除間伐事業を町も補助し支援する。		
事業主体	自治会・生産森林組合等		自治会・生産森林組合等		
対象事業	人工造林・除間伐事業		人工造林・除間伐事業		
補助率	15%以内(国県補助金を除いた額の30%以内)		10%以内(国県補助金を除いた額の20%以内)		
採択要件	・対象事業費10万円以上120万円以下		・対象事業費10万円以上120万円以下		

6 消防関係

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)		変更点・注意点	
事業名	(16) 消防施設整備事業(ポンプ購入)				<p>事業主体の追加 補助率の変更</p> <p>5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする</p>	
担当課	自治振興課		自治振興課			
事業の概要	消防ポンプ購入に際し補助を行い、自衛消防体制の整備を図る。		消防ポンプ購入に際し補助を行い、自衛消防体制の整備を図る。			
事業主体	小規模自治会(30戸以下)	その他自治会(31戸以上)	小規模自治会(30戸以下) 及び 自主防災組織	その他自治会(31戸以上) 及び 自主防災組織		
対象事業	消防ポンプ購入		消防ポンプ購入			
補助率	80%以内	70%以内	70%以内	60%以内		
採択要件	・国県補助金がある場合、これを含め地元負担2割	・国県補助金がある場合、これを含め地元負担3割	・国、県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の70以内の額とする。なお、国、県補助金が事業費の100分の70を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。	・国、県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の60以内の額とする。なお、国、県補助金が事業費の100分の60を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。		
事業名	(17) 消防施設整備事業(消防ポンプ車庫整備)				<p>事業主体の追加 補助率の変更</p> <p>5ヵ年計画に計上分の事業に関する補助率は改正前のまま。新たに出されたものについては新補助率とする</p>	
担当課	自治振興課		自治振興課			
事業の概要	自主防災組織等で所有する消防ポンプの車庫の整備の支援		自主防災組織等で所有する消防ポンプの車庫の整備の支援			
事業主体	自治会		自治会及び自主防災組織			
対象事業	消防ポンプ車庫整備		消防ポンプ車庫整備			
補助率	60%以内		50%以内			
採択要件	・対象事業5万円以上		・対象事業5万円以上			

新旧対象	旧(改正前)	新(改正後)	変更点・注意点	
事業名	(18) 消防施設整備事業(器具)			
担当課	自治振興課	自治振興課	事業主体の追加 補助率の変更	
事業の概要	自主防災組織等で購入するホース・管槍の整備支援、 ホース格納庫・乾燥塔整備、消防ポンプ修理	自主防災組織等で購入するホース・管槍の整備支援、 ホース格納庫・乾燥塔整備、消防ポンプ修理	5ヵ年計画に計上分の事業に 関する補助率は改正前のまま。 新たに出されたものについては 新補助率とする	
事業主体	自治会	自治会及び 自主防災組織		
対象事業	ホース購入、管槍購入、ホース格納庫整備、乾燥塔整 備、消防ポンプ修理(対象5万円以上)	ホース購入、管槍購入、ホース格納庫整備、乾燥塔整 備、消防ポンプ修理(対象5万円以上)		
補助率	50%以内	45%以内		
事業名	(19) 消防施設整備事業(ポンプ維持費)			
担当課	自治振興課			
事業の概要	自主防災組織で管理するポンプの維持費を支援	H19年度より廃止	H19年度より廃止	
事業主体	自治会			
対象事業	可搬ポンプ維持			
補助率	定額(1集落につき年15,000円)			
事業名	(20) 消防施設整備事業(消火栓・防火水槽)			
担当課	自治振興課	自治振興課		
事業の概要	集落が行う消火栓・防火水槽の修理等の支援	集落が行う消火栓・防火水槽の修理等の支援	事業主体の追加 の補助率の変更	
事業主体	自治会	自治会及び 自主防災組織		
対象事業	消火栓・防火水槽の整備	消火栓の整備	5ヵ年計画に計上分の事業に 関する補助率は改正前のまま。 新たに出されたものについては 新補助率とする	
補助率	80%以内	80%以内	70%以内	
採択要件	(防火水槽の整備) ・新規の整備は、原則として消防庁補助事業によるもの とし、修理等の場合に本補助事業を適用。 ・土地、補償費は補助対象外	・消火栓の修理及び移設、 水道計画外の新設が対象	・修理費のみ対象 ・土地、補償費は補助対象外	

7 自治活動関係

新旧対象	旧(改正前)		新(改正後)		変更点・注意点
事業名	(21) 地域活動補助事業				
担当課	自治振興課				
事業の概要	団体活動をとおして地域社会の発展に寄与する団体を支援する。		団体活動をとおして地域社会の発展に寄与する団体を支援する。		
事業主体	集落、婦人団体、子供会、青少年育成組織の団体	町内の青年をもって組織された団体	集落、婦人団体、子供会、青少年育成組織の団体	町内の青年をもって組織された団体	
対象事業	地域社会の発展に寄与する地域活動を行うもの	町内の青年をもって組織され、団体活動をとおして、地域社会の発展に寄与する団体	地域社会の発展に寄与する地域活動を行うもの	町内の青年をもって組織され、団体活動をとおして、地域社会の発展に寄与する団体	補助率の変更
補助率	50%以内	50%以内	45%以内	45%以内	
採択要件	補助対象経費:5万円 補助交付期間:3年以内	補助対象経費:20万円 補助交付期間:3年以内	補助対象経費:5万円 補助交付期間:3年以内 食糧費は補助対象外とする	補助対象経費:20万円 補助交付期間:3年以内 食糧費は補助対象外とする	

8 その他(補助率の変更のないもの)

事業名	(22) 交通災害共済加入補助金
担当課	自治振興課
事業の概要	町民の交通災害時の負担軽減を目的とした、交通災害共済加入促進補助金を交付する。
事業主体	伯耆町内在住者
対象事業	全労災交通災害共済掛金
補助率	定額 200円／一人
事業名	(23) 敬老会助成事業
担当課	総合福祉課
事業の概要	各自治会で実施される敬老会行事の充実を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。
事業主体	伯耆町内の各自治会
対象事業	補助金の対象となる経費は原則として次に掲げるもの
	(1)各地区公民館等での会食に要する経費
	(2)敬老会該当者への記念品贈呈に要する経費
	(3)子ども会等との世代間交流に要する経費
補助率	各地区に対して、各年度の9月1日現在で満77歳以上となる者の人数に3,000円を乗じた額

9 自治会交付金

事業名	(24) 自治活動交付金	変更点・注意点
担当課	自治振興課	
事業の概要	集落の自治活動振興支援と行政との連絡調整・文書配布に対する支援をする	
事業主体	自治会	
対象事業	集落の自治活動振興支援や文書配布及びアンケート調査、連絡調整など。	区長協議会検討委員会で交付金の配分方法を継続審議中。 H19年度は従来どおりとする
交付額等	【岸本地域】均等割(5割)102,356円/1集落 世帯割(5割)3,650円/1世帯 【溝口地域】均等割(4割)30,917円/1集落 世帯割(6割)3,650円/1世帯 (H18年度実績)	
事業名	(25) 廃棄物減量等推進委員会交付金	変更点・注意点
担当課	住民生活課	
事業の概要	廃棄物減量等推進委員の活動に対し、報償費相当額を交付する	
事業主体	自治会	
対象事業	各自治会単位での、分別の指導。その他、ごみの減量化に関する指導	自治活動交付金の検討結果後、 自治会への各種交付金の統合 をはかる。 H19年度は従来どおりとする。
交付額等	均等割(4割)5,917円/1集落 世帯割(6割)219円/1世帯 (H18年度実績)	
事業名	(26) 町保健委員会交付金	変更点・注意点
担当課	総合福祉課	
事業の概要	各集落の保健委員に交付金を支出する	
事業主体	自治会	
対象事業	集落での検診事業、行政が行う保健事業全般	自治活動交付金の検討結果後、 自治会への各種交付金の統合 をはかる。 H19年度は従来どおりとする。
交付額等	【岸本地域】均等割(4割)11,211円/1集落 世帯割(6割)287円/1世帯 【溝口地域】世帯割(10割)479円/1集落 (H18年度実績)	